

「パートナーシップ構築宣言」

株式会社イワサキ経営(以下、当社という)は、当社グループの顧問先様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間連携を強化するための支援(ビジネスマッチング支援・M&A等の事業承継等)
- a. 倒産や廃業へ向かう企業に対して、連鎖倒産を防ぐとともにその後の生活を考えた廃業支援
- b. IT実装支援(顧問先の業務プロセスのデジタル化支援、顧問先問わず企業・店舗様を対象にした当社主催のDXイベントの開催)

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

顧問先様の事業内容や規模に応じて、合理的な価格算定を適宜実施致します。報酬に当たっては、顧問先様から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、報酬表と見積書を提示し価格を定めます。契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

今後も、自社の利益だけでなく顧問先様や地域の皆様の発展を願い業務を遂行させていただきます。

2021年8月5日

株式会社イワサキ経営

代表取締役 吉川 正明

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。